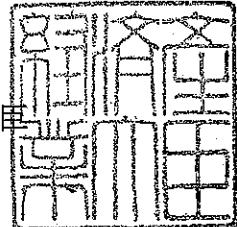


経済産業省

平成18・01・10原第4号
平成18年12月1日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



原子燃料工業株式会社東海事業所における核燃料物質の加工の
事業の変更許可について（諮問）

原子燃料工業株式会社 取締役社長 岩田 善輔から、平成18年1月10日付け東許第475号（平成18年11月27日付け東許第494号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

別 紙

法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る変更内容について

(1) ペレット製造ラインの増設について

ペレットの製造ラインを増設し、成形施設の最大処理能力を増強する。
なお、被覆施設及び組立施設の最大処理能力に変更はない。

(2) その他

- ・化学処理施設の撤去。
- ・出入荷ヤードI、IIに貯蔵施設を追加。
- ・高速増殖原型炉用ブランケット燃料の被覆施設及び組立施設の撤去。
- ・搬出入室を新設。

2. 許可の基準への適合について

(1) 法第14条第1項第1号（加工の能力）について

本申請は核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではあるが、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められる。

(2) 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）について

本申請に係る工事に要する費用は、自己資金を用いることとしていることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。